

酒税法等の改正のあらまし (酒 類 製 造 者 向 け)

このたび、酒税法等が改正され、一部を除き本年 5 月 1 日から施行されます。
このパンフレットは、酒類製造者の方を対象に主な改正事項とその具体的な取扱いを解説したものです。

【改正関係法令】

- ・ 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成 18 年法律第 10 号）
- ・ 酒税法施行令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 130 号）
- ・ 酒税法施行規則の一部を改正する省令（平成 18 年省令第 25 号）
- ・ 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 135 号）
- ・ 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 18 年省令第 26 号）
- ・ 登録免許税法施行令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 128 号）

【目次】

- 1 酒類の分類及び定義等の改正
 - 2 製造免許制度の改正（最低製造数量関係）（平成 18 年 4 月 1 日施行）
 - 3 酒税の税率の改正
 - 4 酒税納税申告書の記載方法等の改正
 - 5 記帳義務と承認を受ける義務について
 - 6 酒類の表示事項の改正
 - 7 その他の改正事項
 - 8 改正に伴う経過措置等
- 別紙 1 製造免許等に係る経過措置の概要
別紙 2 酒税納税申告書の記載要領
参考 1 酒類の品目の定義の概要
参考 2 酒類の製の時期
参考 3 酒類業組合法に基づく表示義務事項一覧表
参考 4 酒税法の改正に伴う増減税相当額の適正な転嫁等について

更に詳しい説明が必要な方は、最寄りの税務署の酒税担当までお気軽にお問い合わせください。

1 酒類の分類及び定義等の改正

(1) 酒類の種類（4分類）の新設

酒類をその製法や性状等により大きく4種類に分類し、原則としてその分類によって税率を適用することとされました。

この「4種類」は、これまでの「10種類」とは性格を異にし、課税上の分類として新たに整理されました。

新しい種類と、その種類に該当する酒類（品目）は次のとおりです。

酒類の分類（種類）	該当する酒類（品目）
発泡性酒類	ビール
	発泡酒
	【その他の発泡性酒類】（品目ではありません。） ※ ビール及び発泡酒以外の酒類のうち、アルコール分が10度未満で発泡性を有するもの。
醸造酒類 ^(注)	清酒
	果実酒
	その他の醸造酒
蒸留酒類 ^(注)	連続式蒸留しょうちゅう
	単式蒸留しょうちゅう
	ウイスキー
	ブランデー
	原料用アルコール
	スピリッツ
混成酒類 ^(注)	合成清酒
	みりん
	甘味果実酒
	リキュール
	粉末酒
	雑酒

(注) その他の発泡性酒類に該当するものは除かれます。

(2) 品目及び定義等の改正

改正前の酒税法（以下「旧酒税法」といいます。）では、酒類は10種類11品目に分類されていましたが、改正後の酒税法（以下「新酒税法」といいます。）では、酒類は17品目に区分されることとなりました。

新酒税法においては、「種類」は課税上の分類として、「品目」は酒類の区分として、1つの酒類が2つの基準で整理されました。

旧酒税法における「種類・品目」と新酒税法における「品目」とその定義の主な改正内容は、次のとおりです。

品目及び定義の改正の概要

旧 酒 税 法		新酒税法	定義の改正内容
種 類	品 目	品 目	
清酒		清 酒	<ul style="list-style-type: none"> ○ アルコール分が22度以上のものを除外 ○ 米、米こうじ、水及び清酒かす以外の物品の重量の合計が米（こうじ米を含みます。）の重量の100分の50を超えるものを除外 ○ 原料として使用できる物品から、「麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ若しくはでんぷん又はこれらのこうじ」を除外
合成清酒		合 成 清 酒	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「アルコール分が16度未満、エキス分5度以上で酸度が一定以上のもの」以外を除外 ○ 原料として使用できる物品から、「あわ、こうりゃん、きび、ひえ若しくはでんぷん又はこれらのこうじ」を除外
しょうちゅう	しょうちゅう 甲 類	連続式蒸留 しょうちゅう	○ 名称を変更
	しょうちゅう 乙 類	単式蒸留 しょうちゅう	<ul style="list-style-type: none"> ○ 名称を変更 ○ 原料ごとの規定を明確化
みりん		み り ん	○ 「アルコール分が15度未満、エキス分が40度以上で原料ぶどう糖等の重量が一定以下のもの」以外を除外
ビール		ビ ー ル	○ アルコール分が20度以上のものを除外
果実酒類	果 実 酒	果 実 酒	<ul style="list-style-type: none"> ○ 果実又は果実及び水を原料として発酵させたものについては、アルコール分が20度以上のものを除外 ○ 酒類の原料とされた果実に含まれる糖類の重量を超えて糖類を加えたものを除外 ○ 酒類の重量の100分の10を超えて糖類を加えたものを除外
	甘味果実酒	甘味果実酒	○ 果実酒とならないこととなった酒類の一部を追加
ウイスキー類	ウイスキー	ウイスキー	—
	ブランデー	ブランデー	—
スピリッツ類	スピリッツ	スピリッツ	—
	原料用 アルコール	原料用 アルコール	—
リキュール類		リキュール	○ 名称を変更

旧酒税法		新酒税法	定義の改正内容
種類	品目	品目	
雑酒	発泡酒	発泡酒	○ アルコール分が20度以上のものを除外
	粉末酒	粉末酒	—
	その他の雑酒	その他の醸造酒	○ 改正前の酒税法の規定による雑酒（その他の雑酒）の一部の酒類について、品目を新設 ○ 「アルコール分が20度未満かつエキス分2度以上のもの」以外のものを除外 ○ アルコール以外の酒類を原料の一部としたものを除外 ○ 「アルコールを原料の一部としたもので、アルコール分15度以上のもの又はアルコールの重量が水以外の原料の100分の30以上のもの」を除外
		雑酒	○ 以上の酒類のいずれにも属さないもの（新設）

(3) 品目の判定と酒類の製成の時期

品目の判定は、原則として、酒類の製成時に行うことになります。

したがって、アルコール分等に制限があるような酒類（品目）については、製成時にアルコール分等の制限値を超えることがないように注意して製造する必要があります。

また、水を加えた場合で品目に異動が生じたとき又は炭酸ガスを加えたときは、酒類を製成をしたこととなりますので、注意してください。

2 製造免許制度の改正（最低製造数量関係）（平成18年4月1日施行）

酒類の製造免許は、一の製造場において製造免許を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込み数量が一定の数量（以下「最低製造数量」といいます。）に達しない場合には、受けることができませんが、今回の改正により、清酒又は蒸留酒類（連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール又はスピリッツ）の製造免許を受けた者が、その製造免許を受けた製造場において、自己が製造した清酒又は蒸留酒類を原料としてリキュールを製造しようとする場合には、最低製造数量基準（6キロリットル）を適用しないこととされました。

3 酒税の税率の改正

酒税の税率は、1キロリットル当たり次のとおり改正されました。

分類	基本税率	特別税率
発泡性酒類 (注)	220,000円	発泡酒(麦芽比率25%以上50%未満) 178,125円
		発泡酒(麦芽比率25%未満) 134,250円
		その他の発泡性酒類 80,000円
醸造酒類	140,000円	清酒 120,000円
		果実酒 80,000円

分類	基本税率	特別税率
蒸留酒類	200,000円(21度未満) 〔 20度を超える 1度当たりの加算額 10,000円 〕	ウイスキー ブランデー スピリッツ } 370,000円(37度未満) 〔37度以上は基本税率〕
混成酒類	220,000円(21度未満) 〔 20度を超える 1度当たりの加算額 11,000円 〕	合成清酒 100,000円 みりん及び雑酒(みりん類似) 20,000円 甘味果実酒及びリキュール 120,000円(13度未満) 〔 12度を超える1度当たりの加算額 10,000円 〕 粉末酒 390,000円

- (注) 1 「発泡酒」で「特別税率」が適用される酒類は、アルコール分10度未満のものに限ります。
2 「その他の発泡性酒類」のうち「特別税率」が適用される「ホップ又は苦味料を原料とした酒類」は、次のものに限ります。
(1) 糖類、ホップ、水及び大豆たんぱく等(政令で定める物品)を原料として発酵させたもの(エキス分が2度以上のもの)
(2) 発泡酒(政令で定めるもの)にスピリッツ(政令で定めるもの)を加えたもの(エキス分が2度以上のもの)

《低アルコール分の蒸留酒類等に係る酒税の税率の特例》

アルコール分が13度未満の蒸留酒類及びリキュール(12度未満)の酒税の税率は、上記の税率にかかわらず、1キロリットル当たり次のとおりとされました。

- ① アルコール分が9度未満のもの 80,000円
② アルコール分が9度以上13度未満のもの 8度を超える1度ごとに10,000円を加算
(注) 発泡性を有するものを除きます。

4 酒税納税申告書の記載方法等の改正

種類、品目及び税率の改正に伴い、酒税納税申告書の記載方法等を改正します。

改正の概要は以下のとおりです。

申告書の様式	改正事項	記載のポイント
納税申告書(本表)	改正はありません。	—
税額算出表(本表の2)	発泡性酒類及び醸造酒類のアルコール分別の明細(数量のみ)を記載することとします。	品目区分別(酒類コード別)に集計することとし、種類別の集計はしません。
税額計算書(附表)		
課税移出	廃止します。	—
戻入控除	容器・容量別明細の記載を廃止します。	税率適用区分別に税額算出表へ転記することとなります。
再移出等控除		
被災控除		
未納税移出	廃止します。(注)	—
輸出免税		

(注) 未納税移出及び輸出免税に関する現在の添付書類(明細書又は証明書の写し)は、今後も提出が必要です。添付書類がないと免税となりませんので注意してください。

詳細については、12ページの別紙2「酒税納税申告書の記載要領」を参照してください。

なお、電子申告（e-Tax）における納税申告書の記載方法の改正については、後日改めてお知らせします。

5 記帳義務と承認を受ける義務について

(1) 記帳義務について

記帳義務については、特段改正されたところはありません。

なお、アルコール分にかかわらず一定の税率を適用することとなった発泡性酒類及び醸造酒類についても、アルコール分等の記帳は今後も必要となりますので、注意してください。

(2) 承認を受ける義務について

イ 清酒に係る承認事項

清酒の定義が改正され、従来の「増醸法」により製造した酒類は清酒ではなくなったため、清酒の製造方法の承認基準から増醸法に関する規定を廃止するなど、関係規定を整理しました。

また、平成17酒造年度（平成17年7月1日から平成18年6月30日まで）の期間の範囲について承認を受けている場合であっても、平成18年5月1日以後は従来の「増醸法」による清酒の製造はできません。

なお、平成17酒造年度のアルコール使用限度数量に変更はありません。

ロ 清酒以外の酒類に係る承認事項

清酒以外の酒類に係る承認事項については、特段改正されていません。

6 酒類の表示事項の改正

酒類製造者が製造場から移出する酒類、酒類販売業者が保税地域から引き取る酒類、酒類販売業者が詰め替えて販売場から搬出する酒類については、その容器又は包装の見やすい所に、一定の表示事項を、容易に識別することができる方法で表示しなければなりません。

今回の酒税法の改正に伴い、酒類業組合法についても所要の改正が行われ、表示事項が次のとおり改正されました。

イ 酒類の種類（又は品目）表示を廃止し、酒類の品目を表示

ロ 粉末酒を除く全ての酒類にアルコール分を表示

ハ 発泡酒及び雑酒については、税率適用区分を表示

ニ その他の発泡性酒類については、発泡性を有する旨及び税率適用区分を表示

改正後の表示事項一覧

酒類製造業者が製造場から移出する酒類	酒類販売業者が保税地域から引き取る酒類、酒類販売業者が詰め替えて販売場から搬出する酒類
	住所
氏名又は名称	氏名又は名称
製造場の所在地	引取先又は詰替の場所の所在地

容器の容量（粉末酒は重量）	容器の容量（粉末酒は重量）
酒類の品目	酒類の品目
酒類のアルコール分（粉末酒を除く。）	酒類のアルコール分（粉末酒を除く。）
税率適用区分（発泡酒及び雑酒に限る。）	税率適用区分（発泡酒及び雑酒に限る。）
発泡性を有する旨及び税率適用区分 （その他の発泡性酒類に限る。）	発泡性を有する旨及び税率適用区分 （その他の発泡性酒類に限る。）

（注）表示事項は、上記の酒類の包装についても適用されます。

7 その他の改正事項

(1) 租税特別措置法の改正と取扱い

イ 清酒等に係る酒税の税率の特例の取扱い

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの期間における「製造場から移出する清酒等の200キロリットルまでのもの」の適用は、次のとおり取り扱うこととします。

- ① 例えば、旧酒税法では「清酒」に該当し、新酒税法では「雑酒」に該当することとなる酒類について、平成18年5月1日前に製造場から移出され、同年5月1日以降戻し入れられた場合には、清酒の課税移出数量から控除します。
- ② 酒税法施行令の一部を改正する政令附則第2条《清酒に係る経過措置》の規定により、旧酒税法の清酒の税率が適用された酒類について、平成18年5月1日以降戻し入れられた酒類がある場合には、清酒の課税移出数量から控除します。

（注）「清酒」又は「連続式蒸留しょうちゅう」は、平成18年4月1日以降、税率の特例の対象となる割合は、「100分の70」から「100分の75」となっていますので注意してください。

ロ ビールに係る酒税の税率の特例の延長

「ビールに係る酒税の税率の特例」については、その適用期限を平成20年3月31日までの2年間延長されました。

(2) 登録免許税法等の改正（平成18年4月1日施行）

酒母及びもろみの製造免許について、登録免許税の課税対象とされました。また、酒類の製造免許に係る登録免許税について、1免許（品目ごと）につき登録免許税が課されることとされました。

免許の事項	課税標準	税率	摘要
酒母の製造免許	免許件数	1件につき 9万円	新設
もろみの製造免許	免許件数	1件につき 12万円	新設
酒類の製造免許	免許件数	1件(1品目)につき 15万円	改正前：1場当たり 15万円

（注）8（改正に伴う経過措置等）の(2)で受けたものとみなされる製造免許等については、登録免許税は課されません。

8 改正に伴う経過措置等

(1) 清酒、みりん及び果実酒に係る経過措置

清酒、みりん及び果実酒については、施行日に、製造場（蔵置場を含みます。）に現存する酒類について、次のとおり経過措置が設けられています。

イ 清酒に係る経過措置

(イ) 所得税法等の一部を改正する等の法律附則第 65 条関係

旧法清酒のうち、平成 19 年 9 月 30 日までに水又は新法清酒を混和して、新法清酒の規格とするものについては、新法清酒とみなすこととされています。

なお、混和を他の製造者に委託する目的で、一定の要件を満たす場合には、未納税移出の承認を受けることができます。

《承認の対象となる移出》

- ① 十分な量の新法清酒がないため、他の製造者の新法清酒との混和を委託する目的で、旧法清酒を移出しようとする場合
- ② 混和するための設備が不足していることにより、他の製造者に混和を委託する目的で、旧法清酒及び新法清酒を移出しようとする場合

《承認の要件》

- ① 移出しようとする酒類又は混和後移入しようとする酒類について、アルコール分、原料の種類及び種類ごとの重量、仕込み方法等が明らかである場合
- ② 混和後、委託者の製造場に移入することが確実と認められる場合

(注) 1 「旧法清酒」とは、旧酒税法第 3 条第 3 号ロに該当する酒類でアルコール分が 22 度以上又は原料中米、水、清酒かす及び米こうじ以外の物品（以下「副原料」といいます。）の重量の合計が米（こうじ米を含みます。）の重量の 100 分の 50 を超えるものをいいます。

2 「新法清酒」とは、新酒税法第 3 条第 7 号に規定する清酒をいいます。

3 承認を受けようとする場合には、移出しようとする酒類のアルコール分、原料の種類及び種類ごとの重量、仕込み方法等を明らかにする書類を添付する必要があります。

(ロ) 酒税法施行令の一部を改正する政令附則第 2 条関係

旧法清酒のうちアルコール分が 22 度未満のものについて、平成 18 年 5 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に製造場から移出するものについては、旧酒税法の清酒の税率が適用されます。

(注) 1 租税特別措置法第 87 条《清酒等に係る酒税の税率の特例》についても、適用できます。

2 この特例の適用を受けて移出した酒類に係る納税申告書の記載については、「清酒（コード 110）」として記載し、「摘要」欄に「旧法清酒」又は「旧」と記載してください。

なお、同一月内に、この特例の適用を受けた酒類と、新法清酒（上記（イ）の適用を受けて新法清酒の規格とした酒類を含みます。）を共に移出した場合は、それぞれ区分して納税申告書に記載してください。

ロ みりん及び果実酒に係る経過措置

みりん及び果実酒についても、イ（清酒に係る経過措置）の（イ）（所得税法等の一部を改正する等の法律附則第 65 条関係）と同様の経過措置が設けられています。

(2) 製造免許等に係る経過措置

イ 種類・品目の改正に伴う製造免許等

施行日において、旧酒税法の種類又は品目の製造免許等を受けている者は、別紙1「製造免許等に係る経過措置の概要」の1のとおり、平成18年5月1日に、新酒税法の品目の製造免許等を受けたものとみなされます。

(注) この経過措置は、現実にその酒類を製造していたかどうかは問いません。

ロ 改正に伴い品目に異動のある酒類に係る製造免許等

例えば、清酒の場合、旧酒税法の規定では「清酒」に該当し、かつ、新酒税法の規定では「雑酒」に該当する場合に、別紙1「製造免許等に係る経過措置の概要」の2のとおり、平成18年5月1日に、旧酒税法の清酒の範囲に限って「雑酒」の製造免許等を受けたものとみなされます。

ハ その他

改正前の製造免許等に期限又は条件が付されていた場合には、その期限又は条件は、経過措置により受けたものとみなされた免許にも付されます。

(3) 表示に係る経過措置

表示事項については、現行の表示事項を表示したラベル等の在庫が予想されること及び改正後の表示事項に沿ったラベル等の準備にある程度の期間を要すると考えられることから、平成18年10月31日までは改正前の表示事項によることができる旨の経過措置が設けられています。

例えば、旧酒税法では「清酒」に該当し、新酒税法では「雑酒」に該当することとなる酒類のように、旧酒税法の「種類又は品目」と新酒税法の「品目」が相違する酒類や改正後の酒類業組合法施行令の規定により表示義務事項が削除又は変更される酒類については、平成18年10月31日までは現行の表示証等をそのまま使用することができます。

(4) 輸入酒類の移入に係る特例

酒類引取者（酒類を保税地域から引き取る者）が、流通段階にある輸入酒類（保税地域から引き取られた酒類）を、平成18年4月中に国税庁長官の承認を受けた場所（みなし製造場）へ移入したときは、当該移入を戻入れとみなし、また、同年5月1日午前零時にみなし製造場において所持する酒類については、同日にみなし製造場から移出したものとみなして、酒税の戻入れ控除等の酒税法の規定を適用します。

輸入酒類の移入に係る特例の適用を受けようとする方は、最寄りの税務署にお尋ねください。

製造免許等に係る経過措置の概要

1. 種類・品目の改正に伴う製造免許等

旧酒税法の種類又は品目	新酒税法の品目	旧酒税法の種類又は品目	新酒税法の品目
清酒	清酒	ウイスキー	ウイスキー
合成清酒	合成清酒	ブランデー	ブランデー
しょうちゅう甲類	連続式蒸留しょうちゅう	スピリッツ	スピリッツ
しょうちゅう乙類	単式蒸留しょうちゅう	原料用アルコール	原料用アルコール
みりん	みりん	リキュール類	リキュール
ビール	ビール	発泡酒	発泡酒
果実酒	果実酒	粉末酒	粉末酒
甘味果実酒	甘味果実酒	その他の雑酒	その他の醸造酒

2. 改正に伴い品目に異動のある酒類に係る製造免許

次の表は、旧酒税法の種類又は品目の酒類で、改正法附則第 66 条第 2 項の規定により受けたものとみなされる品目の製造免許で製造できる酒類の範囲の主なものを示したものです。

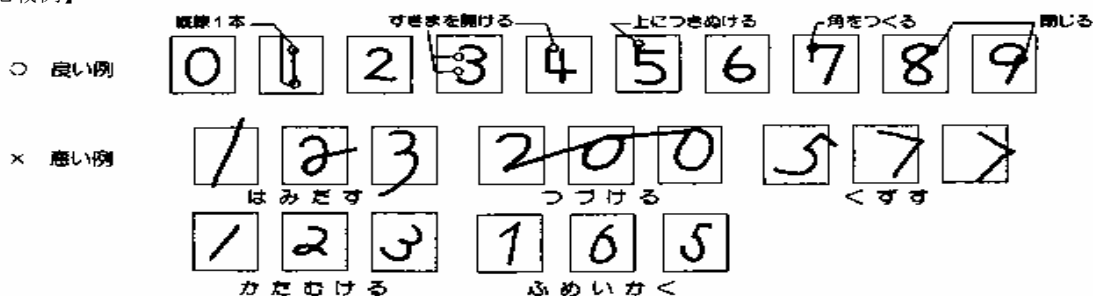
旧酒税法の種類又は品目	新酒税法の品目	製造できる酒類の範囲（主なもの）
清 酒	発泡酒	改正前のロ号又はハ号清酒で、麦を原料としたアルコール分 20 度未満の発泡性のあるもの
	その他の醸造酒	改正前のロ号清酒で、次に該当するアルコール分 20 度未満、エキス分 2 度以上のもの（新酒税法施行令第 8 条に該当するものを除く。） (1) 副原料の重量が米の重量の 100 分の 50 超のもの (2) 米こうじを原料としないもの (3) 原料から除外された麦等を原料としたもの } (以下「副原料割合 50%超等」という。)
	スピリッツ	1 改正前の清酒で、アルコール分 22 度以上、エキス分 2 度未満のもの 2 改正前のロ号清酒で、「副原料割合 50%超等」に該当するエキス分 2 度未満のもの
	リキュール	1 改正前のロ号清酒で、 (1) アルコール分 22 度以上、エキス分 2 度以上のもの（アルコール等を添加後、発酵がないもの） (2) 「副原料割合 50%超等」に該当するアルコール分 22 度未満、エキス分 2 度以上のもの（アルコール等を添加後、発酵がないもの） 2 改正前のハ号清酒で、アルコール分 22 度以上、エキス分 2 度以上のもの
	雑 酒	1 改正前のイ号清酒で、アルコール分 22 度以上、エキス分 2 度以上のもの 2 改正前のロ号清酒で、 (1) アルコール分 22 度以上、エキス分 2 度以上のもの (2) 「副原料割合 50%超等」に該当するアルコール分 22 度未満、エキス分 2 度以上のもの（アルコール分 20 度未満のものは、新酒税法施行令第 8 条に該当するものに限る。)

合成清酒	発泡酒	麦を原料としたアルコール分 20 度未満の発泡性のあるもの
	その他の醸造酒	次に該当するアルコール分 16 度未満、エキス分 2 度以上のもの（発酵があるものに限り、新酒税法施行令第 8 条に該当するものを除く。） (1) 原料から除外されたあわ等を原料としたもの (2) エキス分 5 度未満のもの (3) アルコール分が 16 度未満、エキス分が 5 度以上で、酸度及びアミノ酸度が一定未満であるもの （以下「合成清酒の除外条件」という。）
	スピリッツ	エキス分が 2 度未満のもの
	リキュール	16 度以上のもの又は「合成清酒の除外条件」に該当するエキス分が 2 度以上のもの
	雑酒	1 アルコール分が 16 度以上、エキス分が 2 度以上のもの（発酵があるものに限る。） 2 「合成清酒の除外条件」に該当するアルコール分が 16 度未満、エキス分が 2 度以上のもの（発酵があるもの及び新酒税法施行令第 8 条に該当するものに限る。）
しょうちゅう乙類	スピリッツ	新酒税法の単式蒸留しょうちゅう（イからホに該当するもの）に、砂糖等を加えたアルコール分 26 度未満、エキス分 2 度未満のもの
みりん	スピリッツ	エキス分が 2 度未満のもの
	リキュール	次に該当するエキス分が 2 度以上のもの (1) アルコール分が 15 度以上のもの (2) エキス分が 40 度未満のもの (3) アルコール分が 15 度未満でエキス分が 40 度以上のもののうち、原料ぶどう糖の重量が一定量を超えるもの
ビール	スピリッツ	アルコール分 20 度以上、エキス分 2 度未満のもの
	雑酒	アルコール分 20 度以上、エキス分 2 度以上のもの
果実酒	甘味果実酒	1 改正前のロ号又はハ号果実酒で、加えた糖類の重量が果実に含有される糖類の重量を超えるもの 2 改正前のニ号果実酒で、加えた糖類の重量が混和後の酒類の重量の 100 分の 10 を超えるもの
	スピリッツ	改正前のイ号果実酒で、アルコール分 20 度以上、エキス分 2 度未満のもの
	雑酒	改正前のイ号果実酒で、アルコール分 20 度以上、エキス分 2 度以上のもの
発泡酒	スピリッツ	アルコール分 20 度以上、エキス分 2 度未満のもの
	リキュール	アルコール分 20 度以上、エキス分 2 度以上のもの（発酵がないもの）
	雑酒	アルコール分 20 度以上、エキス分 2 度以上のもの（発酵があるもの）
その他の雑酒	(その他の醸造酒)	(その他の雑酒から品目変更)
	リキュール	米及び米こうじを原料として発酵させた酒類と木灰を原料としたもので、次のいずれかの要件を満たさないエキス分 2 度以上のもの (1) アルコール分が 15 度未満でエキス分が 16 度以上のもの (2) 木灰の重量が酒類 1 キロリットルにつき 1 キログラム以上であること (3) 水素イオン指数が 5.5 以上であること (4) 光を吸収する度合が 0.2 以上であること
	雑酒	その他の醸造酒又はリキュールに該当しないもの

酒税納税申告書の記載要領

- この申告書は、酒税の納税申告（期限内申告・期限後申告・修正申告・還付請求申告）をする場合に使用してください。
- 申告書は機械で読み取りますので、数字を記入する際には、黒のボールペンで指定のマス目の中にいねいに記載してください。また、穴を空けて綴じたり、汚したり折り曲げたりしないでください。

【記載例】



- 不要の文字は二重線で抹消してください。
なお、整理番号欄、「税務署処理欄」及び※印欄は記載しないでください。
- この申告書は、次により記載してください。

(1) 酒税納税申告書

- イ 標題の「平成□□年□□月分」の箇所には、申告しようとする酒類を移出した年月を記載してください。
なお、酒税法第30条の2第3項（還付請求の申告）の規定による酒税の還付請求申告書として提出する場合には、当該還付請求申告書を提出しようとする日の属する月の直前の年月を記載してください。
- ロ 「住所」欄には、申告者が法人等の場合には、本店の所在地を記載してください。
- ハ 「氏名又は名称及び代表者氏名」欄は、申告者が個人の場合には、氏名を記載し、申告者が法人等の場合には、名称並びに代表者の役職名（代表者であることを示す役職名）及び氏名を記載の上、それぞれ押印してください。
なお、代理人が申告書を提出する場合には、被代理人の氏名又は名称を記載するほか、「同代理人」と冠記し、代理人の住所及び氏名を記載の上、押印してください。
- ニ 本文の「（期限後申告書・修正申告書・還付請求申告書）」の箇所は、提出する申告書によって、それぞれ、表1により不要の文字を抹消してください。

区 分	抹 消 す る 文 字
期限内申告の場合	「（期限後申告書・修正申告書・還付請求申告書）」
期限後申告の場合	「（修正申告書・還付請求申告書）」
修正申告の場合	「（期限後申告書・還付請求申告書）」
還付請求申告の場合	「（期限後申告書・修正申告書）」

- ホ 「この申告書による税額」欄は、「税額算出表」を作成した後、次により記載してください。
なお、修正申告書として提出する場合には、修正後の内容を記載してください。
- (イ) 「①」欄は、「税額算出表」の「算出税額」欄の総合計金額を記載してください。
- (ロ) 「②」欄は、「①」欄の記載金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又は100円未満の金額を記載してください。ただし、「①」欄の記載金額が「－」（マイナス）表示されている場合には、この欄の記載はしないでください。
- (ハ) 「③」欄は、「①」欄の記載金額が「－」（マイナス）表示されている場合に、その金額を記載して

ください。

この場合、当該欄の記載金額には、「-」(マイナス)表示はしないでください。

へ 「修正申告の場合の修正申告前の確定額」欄は、修正申告前に提出した納税申告書の「この申告書による税額」欄の記載内容又は修正申告書提出前に受けた酒税の更正又は決定及び加算税賦課決定通知書の次葉の「調査額」の「③」若しくは「④」欄の記載内容を「⑦」若しくは「⑧」欄に記載してください。

ト 「還付される税金の受取場所」欄には、郵便局の窓口での受取りを希望する場合、郵便局名のみを記載してください。

チ 相続人が被相続人の納税申告書を提出する場合には、次により記載してください。

(イ) 「住所」欄には、相続人の住所を記載してください。

(ロ) 「氏名又は名称及び代表者氏名」欄には、相続開始時の被相続人の住所及び氏名をかつこ書きするとともに当該欄に「相続人」と冠記し、相続人の氏名を記載の上、押印してください。

(ハ) 相続人が2人以上ある場合は、そのうちの1人を代表者として指定し、(イ)及び(ロ)によりその者の住所及び氏名を記載の上、押印するとともに、「摘要」欄に他の相続人の住所、氏名及び各相続人の相続分(法定又は指定相続分の区分を含む。)を記載してください。

リ 合併後存続する法人又は合併により設立した法人が被合併法人の納税申告書を提出する場合には、チの(イ)及び(ロ)に準じて記載してください。この場合において、「相続人」は「合併後存続する法人」又は「合併により設立した法人」に、「相続開始時の被相続人」は「合併により消滅した法人」と読み替えてください。

ヌ 「税理士法第30条の書面提出有」及び「税理士法第33条の2の書面提出有」欄は、当該書面を提出する税理士又は税理士法人が記載しますので、事業者の方は記載しないでください。

(2) 税額算出表

この表は、別表「酒類コード一覧表」の酒類コードの異なる別(酒類の種類別、品目別及び酒税法第23条《税率》の適用区分別。以下「品目区分別」という。)に分類して記載してください。

発泡性酒類及び醸造酒類に該当する酒類については、品目区分別かつ「区分」欄の異なる別に区分して、アルコール分別に「総移出数量」、「未納税移出数量」、「輸出免税数量」及び「課税標準数量」の各欄を記載した明細と、明細の各欄を合計した税率適用区分計を記載し、税率適用区分計に税率を適用して税額を算出してください。

蒸留酒類及び混成酒類に該当する酒類については、アルコール分別が税率適用区分別となるので、それぞれ税率を適用して税額を算出してください。

なお、それぞれの区分に応じ、品目区分別計及び総合計を記載してください。

イ 「(□□□/□□□)」欄には、「税額算出表」の页数及び総页数を記載してください。

(例) 総页数が3頁で1頁目の場合……□□1 / □□3 又は 001 / 003

ロ 「区分」欄は、次のとおり記載してください。

(イ) 租税特別措置法(以下「措置法」という。)第87条《清酒等に係る酒税の税率の特例》又は措置法第87条の6《ビールに係る酒税の税率の特例》の規定の適用を受ける酒類の明細又は税率適用区分別計(品目区分別計及び総合計を除く。(ロ)、(ハ)及び(ニ)において同じ。)……「1」

(ロ) 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(以下「沖特法」という。)第80条《国内消費税等に関する特例》の規定を受け、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令第72条第1項《沖縄県産酒類に対する酒税の軽減等》の規定の適用を受ける酒類の明細又は税率適用区分計……「2」

(ハ) (イ)「措置法」と(ロ)「沖特法」の両方の規定の適用を受ける酒類の明細又は税率適用区分計……「3」

(ニ) (イ)～(ハ)以外の明細又は税率適用区分別計……「0」

(ホ) 品目区分別計……「8」

(ヘ) 総合計……「9」

ハ 「酒類コード」欄に別表「酒類コード一覧表」に掲げるコードを記載してください。

「酒類の品目別」欄の記載は、「酒類コード」欄を記載している場合には省略しても差し支えありませんが、記載する場合は、別表「酒類コード一覧表」の品目区分を参考としてください。

ニ 「アルコール分別」欄には、酒類業組合法施行令第8条の3により表示すべきアルコール分を記載してください。

なお、発泡性酒類及び醸造酒類に該当する酒類の税率適用区分別計、品目区分別計及び総合計の各行においては、「アルコール分別」欄を記載しないでください。

ホ 「総移出数量」欄には、製造場から移出した酒類の課税標準たる数量を合計して記載してください。

なお、税率適用区分別計において、合計数量又は記載すべき数量に10ミリリットル未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください（以下へからちまで及びリ（ニ）において同じ。）。

ヘ 「未納税移出数量」欄には、未納税酒類について酒税の免除を受けようとする酒類の数量を記載してください。

ト 「輸出免税数量」欄には、輸出する目的で移出した酒類について酒税の免除を受けようとする酒類の数量を記載してください。

チ 「課税標準数量」欄には、「総移出数量」欄の数量から、「未納税移出数量」欄の数量及び「輸出免税数量」欄の数量の合計を差し引いた数量を記載してください。

リ 以下の欄は、明細行を除く各行で記載してください。

(イ) 「税率」欄は、税率適用区分ごとの税率を記載してください。

なお、品目区分別計及び総合計においては、「税率」欄を記載しないでください。

(ロ) 「税額」欄は、「課税標準数量」×「税率」により算出して記載してください。

(ハ) 「軽減後税額」欄は、措置法第87条《清酒等に係る酒税の税率の特例》又は措置法第87条の6《ビールに係る酒税の税率の特例》の規定の適用を受ける場合に、その軽減後の税額を記載してください。

(ニ) 「控除数量」欄には、「控除（還付）税額計算（明細）書」（以下、この項において「計算書」という。）の「2戻入」及び「3移入」に記載した「課税標準数量」欄の数量を合計して記載してください。

(ホ) 「控除税額」欄には、計算書の「2戻入」、「3移入」及び「4被災」に記載した「税額」又は「軽減後税額」欄の金額を合計して記載してください。

(ヘ) 「算出税額」欄は、「控除税額」欄の金額が「税額」欄（措置法第87条又は措置法第87条の6の規定の適用を受ける場合は「軽減後税額」欄）の金額を超える場合には、その超える金額を「-」（マイナス）表示の上、記載してください。

(3) 控除（還付）税額計算（明細）書

この様式は、表2に掲げる書類として使用し、表題下の□欄に各書類の番号を記載してください。

番号	書類名
2	戻入れ酒類の控除（還付）税額計算書
3	移入酒類の再移出等控除（還付）税額計算書
4	被災酒類に対する酒税の控除（還付）明細書

なお、「戻入れ酒類の控除（還付）税額計算書」等の各書類は、別表「酒類コード一覧表」のように酒類の品目区分別及びアルコール分別（措置法第87条《清酒等に係る酒税の税率の特例》又は措置法第87条の6《ビールに係る酒税の税率の特例》の適用を受ける場合は、更にその別）にそれぞれ細分して記載してください。

また、酒類の品目別については、原則として、別表「酒類コード一覧表」に記載の順に、同一分類の酒類については適用税率順に、更に、それが同一のものはアルコール分の高いものから記載し、税率適用区分計を記載してください。なお、品目区分別計及び総合計を記載する必要はありません。

「移入酒類の再移出等控除（還付）税額計算書」の記載において、同一区分の酒類について再移出控除の対象になったものと原料使用控除の対象になったものがある場合には、区分して記載することとし、その旨をヌ(ハ)により記載してください。

イ 「(□□□/□□□)」欄には、「控除（還付）税額計算（明細）書」の頁数及び総頁数を記載してください。

(例) 総頁数が3頁で1頁目の場合……□□1 / □□3 又は 001 / 003

- ロ 「区分」欄は、(2)のロ(イ)から(ニ)までによるほか、次のとおり記載してください。
酒類の品目区分別及びアルコール分別(蒸留酒類及び混成酒類)ごとの税率適用区分別計……「7」
(注) 「区分」欄の「7」は、(2)リ(ニ)及び(ホ)により税額算出表に記載する単位ごとに記載してください。
- ハ 「酒類コード」欄及び「酒類の品目別」欄は、(2)のハにより記載してください。
- ニ 「課税標準数量」欄は、控除(還付)を受けようとする酒類の数量を記載してください。
- ホ 「税率」欄は、税率適用区分ごとの税率を記載してください。
- ヘ 「税額」欄は、控除(還付)を受けようとする酒税額を記載してください。
- ト 「軽減後税額」欄は、措置法第87条《清酒等に係る酒税の税率の特例》又は措置法第87条の6《ビールに係る酒税の税率の特例》の規定の適用を受ける場合に、その軽減後の税額を記載してください。
- チ 「被災酒類の損失補償額」欄は、「被災酒類に対する酒税の控除(還付)明細書」を作成する場合に記載してください。この場合、「税額」欄には、「被災酒類の損失補償額」欄の金額を記載してください。
- リ 発泡性酒類及び醸造酒類の税率適用区分別計には、「アルコール分別」を記載しないでください。
- ヌ 「摘要」欄は、次の事項を記載してください。
- (イ) 粉末酒について、酒税法施行令第18条の2第2項《粉末酒の数量計算の方法の承認》の規定により承認を受けたものであるときは、容器の容量ごとに換算係数を記載してください。
- (ロ) 「被災酒類に対する酒税の控除(還付)明細書」を作成する場合には、「被災酒類の確認書(CC1-5214)」の枚数を記載してください。
- (ハ) 酒税法第30条第3項の規定に該当するものについては、「再移出控除」又は「原料使用控除」のいずれかを記載してください。なお、「再移出」・「原料使用」、「再」・「原」など簡記しても差し支えありません。

別表

酒類コード一覧表

酒類コード	品目区分	備考
110	清酒	
115	清酒（発泡）	(注1)
117	清酒（発泡（本則））	(注2)
150	合成清酒	
152	合成清酒（措置法）	(租税特別措置法等の一部を改正する法律平成13年法律第7号) 第87条の3《合成清酒等に係る酒税の税率の特例》の規定の適用を受けるもの
155	合成清酒（発泡）	(注1)
157	合成清酒（発泡（本則））	(注2)
210	連続式蒸留しようちゅう	
215	連続式蒸留しようちゅう（発泡）	(注1)
217	連続式蒸留しようちゅう（発泡（本則））	(注2)
250	単式蒸留しようちゅう	
255	単式蒸留しようちゅう（発泡）	(注1)
257	単式蒸留しようちゅう（発泡（本則））	(注2)
310	みりん	
311	みりん（措置法1）	(租税特別措置法等の一部を改正する法律平成12年法律第13号) 第87条の3《みりん等に係る酒税の税率の特例》第1号の規定の適用を受けるもの
312	みりん（措置法2）	(租税特別措置法等の一部を改正する法律平成12年法律第13号) 第87条の3《みりん等に係る酒税の税率の特例》第2号の規定の適用を受けるもの
313	みりん（措置法3）	(租税特別措置法等の一部を改正する法律平成13年法律第7号) 第87条の3《合成清酒等に係る酒税の税率の特例》の規定の適用を受けるもの
315	みりん（発泡）	(注1)
317	みりん（発泡（本則））	(注2)
350	ビール	
410	果実酒	
415	果実酒（発泡）	(注1)
417	果実酒（発泡（本則））	(注2)
450	甘味果実酒	
455	甘味果実酒（発泡）	(注1)
457	甘味果実酒（発泡（本則））	(注2)
510	ウイスキー	
515	ウイスキー（発泡）	(注1)
517	ウイスキー（発泡（本則））	(注2)
550	ブランデー	
555	ブランデー（発泡）	(注1)
557	ブランデー（発泡（本則））	(注2)

酒類コード	品目区分	備考
570	原料用アルコール	
581	発泡酒（１）	麦芽含有率50%以上又はアルコール分10度以上のもの
582	発泡酒（２）	麦芽含有率50%未満25%以上
583	発泡酒（３）	その他
591	その他の醸造酒	
595	その他の醸造酒（発泡）	(注1)
597	その他の醸造酒（発泡（本則））	(注2)
610	スピリッツ	
615	スピリッツ（発泡）	(注1)
617	スピリッツ（発泡（本則））	(注2)
710	リキュール	
715	リキュール（発泡）	(注1)
717	リキュール（発泡（本則））	(注2)
820	粉末酒	
830	その他の雑酒	
831	その他の雑酒（みりん類似）	
833	その他の雑酒（みりん類似措置法１）	（租税特別措置法等の一部を改正する法律平成12年法律第13号）第87条の3《みりん等に係る酒税の税率の特例》第1号の規定の適用を受けるもの
834	その他の雑酒（みりん類似措置法２）	（租税特別措置法等の一部を改正する法律平成12年法律第13号）第87条の3《みりん等に係る酒税の税率の特例》第2号の規定の適用を受けるもの
838	その他の雑酒（みりん類似措置法３）	（租税特別措置法等の一部を改正する法律平成13年法律第7号）第87条の3《合成清酒等に係る酒税の税率の特例》の規定の適用を受けるもの
832	その他の雑酒（その他のもの）	
837	その他の雑酒（その他のもの・発泡）	
850	雑酒	
852	雑酒（みりん類似）	令第8条の2に該当するもの
855	雑酒（発泡）	(注1)
857	雑酒（発泡（本則））	(注2)
000	全酒類	

注1 品目区分に(発泡)とあるのは、その他の発泡性酒類になるもの（発泡性があり、かつ、アルコール分が10度未満であるもの）のうち、23条2項3号の税率を適用するもの。

2 品目区分に(発泡(本則))とあるのは、その他の発泡性酒類になるもののうち、23条2項3号の税率が適用されないもの。

酒類の品目の定義の概要

品目	定義の概要
清 酒	<ul style="list-style-type: none"> ・米、米こうじ、水を原料として発酵させてこしたもの（アルコール分22度未満のもの） ・米、米こうじ、水、清酒かす等を原料として発酵させてこしたもの（アルコール分22度未満のもの）
合 成 清 酒	<ul style="list-style-type: none"> ・アルコール、しょうちゆう又は清酒とぶどう糖等を原料として製造した酒類で清酒に類似するもの（アルコール分16度未満等のもの）
連 続 式 蒸 留 しょうちゆう	<ul style="list-style-type: none"> ・アルコール含有物を連続式蒸留機で蒸留したもの（アルコール分36度未満のもの）
単 式 蒸 留 しょうちゆう	<ul style="list-style-type: none"> ・アルコール含有物を単式蒸留機で蒸留したもの（アルコール分45度以下のもの）
み り ん	<ul style="list-style-type: none"> ・米、米こうじにしょうちゆう、アルコール等の原料を加えてこしたもの（アルコール分15度未満、エキス分40度以上等のもの）
ビ ー ル	<ul style="list-style-type: none"> ・麦芽、ホップ、水を原料として発酵させたもの（アルコール分20度未満のもの） ・麦芽、ホップ、水、麦等を原料として発酵させたもの（アルコール分20度未満のもの）
果 実 酒	<ul style="list-style-type: none"> ・果実を原料として発酵させたもの（アルコール分が20度未満のもの） ・果実及び糖類を原料として発酵させたもの（アルコール分15度未満のもの）
甘 味 果 実 酒	<ul style="list-style-type: none"> ・果実及び糖類を原料として発酵させたもの（アルコール分15度以上のもの） ・果実酒に一定量以上の糖類、ブランデー等を混和したもの
ウ イ ス キ ー	<ul style="list-style-type: none"> ・発芽させた穀類、水を原料として糖化させて発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの
ブ ラ ン デ ー	<ul style="list-style-type: none"> ・果実、水を原料として発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの
原料用アルコール	<ul style="list-style-type: none"> ・アルコール含有物を蒸留したもの（アルコール分が45度を超えるもの）
発 泡 酒	<ul style="list-style-type: none"> ・麦芽又は麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの（アルコール分20度未満のもの）
そ の 他 の 醸 造 酒	<ul style="list-style-type: none"> ・糖類等を原料として発酵させたもの（アルコール分20度未満のもの）
ス ピ リ ッ ツ	<ul style="list-style-type: none"> ・上記のいずれにも該当しない酒類でエキス分2度未満のもの
リ キ ュ ー ル	<ul style="list-style-type: none"> ・酒類と糖類等を原料とした酒類でエキス分が2度以上のもの
粉 末 酒	<ul style="list-style-type: none"> ・溶解してアルコール分 1度以上の飲料とすることができる粉末状のもの
雑 酒	<ul style="list-style-type: none"> ・上記のいずれにも該当しない酒類

酒類の製成の時期

酒類の製成の時期とは、法第3条《その他の用語の定義》各号に定める酒類の品目ごとにその製造方法に従って、次のとき又は酒類に炭酸ガス（炭酸水を含む。）を加えたとき若しくは水を加えた場合で品目に異動が生じたときをいう。

品目	製成の時期
清酒	こしたとき（かすこしたときを含む。）。
合成清酒	原料品を混和したとき、発酵させたとき又はこしたとき。
連続式蒸留しょうちゅう及び単式蒸留しょうちゅう	蒸留が終わったとき又は原料品を混和したとき。
みりん	こしたとき（かすこしたときを含む。）又は原料品を混和したとき。
ビール	主発酵が終わったとき。
果実酒	1 主発酵（糖類を加えて更に発酵させた場合を含む。）が終わったとき。 2 主発酵（糖類を加えて更に発酵させた場合を含む。）が終わった後又はブランデー等を混和した後にこす場合にはそのこしたとき。 3 ブランデー等、糖類又は香味料を加えたとき。
甘味果実酒	1 主発酵（糖類を加えて更に発酵させた場合を含む。）が終わったとき。 2 主発酵（糖類を加えて更に発酵させた場合を含む。）が終わった後又はブランデー等を混和した後にこす場合にはそのこしたとき。 3 ブランデー等、糖類、香味料、色素又は薬剤を加えたとき。 4 植物を浸してその成分を浸出させるものについては浸出し終わったとき又はろ過したとき。
ウイスキー及びブランデー	蒸留が終わったとき又は原料品を混和したとき。
原料用アルコール	蒸留が終わったとき。
発泡酒	1 主発酵が終わったとき。 2 原料品を混和したとき又はろ過したとき。
その他の醸造酒	1 主発酵（穀類、糖類その他の物品を加えて更に発酵させた場合を含む。）が終わったとき。 2 こしたとき。 3 すりつぶしたとき。
スピリッツ	1 蒸留が終わったとき。 2 原料品を混和したとき又はろ過したとき。 3 主発酵が終わったとき又はこしたとき。
リキュール	1 原料品を混和したとき又はろ過したとき。 2 すりつぶしたとき。 3 原料品を浸してその成分を浸出させるものについては浸出し終わったとき。
粉末酒	粉末状にしたとき又はこれに糖類その他の物品を混和して粉末状にしたとき。
雑酒	1 主発酵が終わったとき又はこしたとき。 2 すりつぶしたとき。 3 原料品を混和したとき又はろ過したとき。

酒 類 業 組 合 法 に 基 づ く 表 示 義 務 事 項 一 覧 表

種 類 (酒類の分類)	該 当 す る 酒 類 (品 目)	表 示 義 務 事 項					
		製造者の氏名又は名称、 製造場の所在地 (※1)	容器の容量	品 目	アルコール 分	発泡性を有 する旨	税 率 適 用 区分
発 泡 性 酒 類	ビ ー ル	○	○	○	○		
	発 泡 酒	○	○	○	○		○
	その他の発泡性酒類 (ビール及び発泡酒 以外の酒類のうち、アルコール分が 10 度未満で発泡性を有するもの) (※2)	○	○	○	○	○	○
醸造酒類 (その 他の発泡性酒類 除く。)	清 酒	○	○	○	○		
	果 実 酒	○	○	○	○		
	そ の 他 の 醸 造 酒	○	○	○	○		
蒸留酒類 (その 他の発泡性酒類 除く。)	連続式蒸留しょうちゅう	○	○	○	○		
	単式蒸留しょうちゅう	○	○	○	○		
	ウ イ ス キ ー	○	○	○	○		
	ブ ラ ン デ ー	○	○	○	○		
	原料用アルコール	○	○	○	○		
	ス ピ リ ッ ツ	○	○	○	○		
混成酒類 (その 他の発泡性酒類 除く。)	合 成 清 酒	○	○	○	○		
	み り ん	○	○	○	○		
	甘 味 果 実 酒	○	○	○	○		
	リ キ ュ ー ル	○	○	○	○		
	粉 末 酒	○	○ (重量)	○			
	雑 酒	○	○	○	○		○

(※1) 酒類販売業者が保税地域から引き取る酒類の容器又は包装には、酒類販売業者の住所及び氏名又は名称、引取先の所在地、酒類販売業者が詰め替えて販売場から搬出する酒類の容器又は包装には、酒類販売業者の住所及び氏名又は名称、詰替場所の所在地を記載。

(※2) 「その他の発泡性酒類」は、ビール及び発泡酒以外の酒類のうち、アルコール分が 10 度未満で発泡性を有するものをいうので、例えば、清酒で、アルコール分 10 度未満で発泡性を有するものは、上記「その他の発泡性酒類」欄の表示義務事項が適用されます。なお、この場合の品目は、「清酒」となりますので留意してください。

酒税法の改正に伴う増減税相当額の適正な転嫁等について

国税庁では、酒税の増減税に当たりその税率の引上げ又は引下げ相当額は、原則として販売価格の引上げ又は引下げを通じて適正に転嫁されるべきものであること及び公正取引の確保等が図られるよう以下のとおり酒類を製造・販売する事業者団体に要請しました。

課酒 4 - 5

平成 18 年 3 月 28 日

酒類を製造・販売する
事業者団体 へ

国税庁課税部酒税課長

酒税法の改正に伴う増減税相当額の適正な転嫁等について（要請）

所得税法等の一部を改正する等の法律により酒税法が改正され、本年 5 月 1 日から酒税の増減税が実施されます。

つきましては、下記事項について、傘下会員に周知徹底し、酒税の適正な転嫁と公正取引の確保等が図られるよう要請します。

なお、国税庁としては、改正酒税法施行前後の市場動向及び取引関係を注視するとともに、取引状況等実態調査を実施し、問題のある取引が認められた場合には、積極的にその改善を指導するなど適切に対応していくこととしています。

記

- 1 酒類の価格は自由価格であり、酒税法の改正に伴う価格改定については、個々の企業の自主的な判断により決定されるものであるが、酒税が最終的に消費者負担を予定している税であることから、その税率の引上げ又は引下げ相当額は、原則として販売価格の引上げ又は引下げを通じて適正に転嫁されるべきものであること。
- 2 酒類の価格改定に当たっては、合理的な価格の設定など「公正な競争による健全な酒類産業の発展のための指針(平成 10 年 4 月国税庁)」に示された公正なルール（別紙参照）に則った取引を行うとともに、優越的地位の濫用といった不公正な取引方法など独占禁止法の規定に抵触することのないよう十分配慮すること。
特に、価格改定に際しての取引条件の決定については、売り手と買い手の間であらかじめ十分な協議を行うことが重要であること。

「指針」に示された公正なルール

(1) 合理的な価格の設定

- 一般的には酒類の販売価格は、仕入価格（製造原価）、販売費及び一般管理費等の費用に利潤を加えたものとなるはず。

$$\text{販売価格} = \text{仕入価格（製造原価）} + \text{販売費} \cdot \text{一般管理費} + \text{利潤}$$

- 致酔性等の酒類の特性にかんがみれば、顧客誘引のためのおとり商品として使用されることは弊害が大きい。

(2) 取引先等の公正な取扱い

- 酒類の販売価格は、流通コストや取引数量、支払方法、支払条件等の取引条件の差異により差があり、その価格の差は、流通コストや支払条件等の差異に基づくべき。流通コスト、支払条件等の差異に基づく合理的な理由がなく取引先を差別することは、公正なルールに基づいているとは言えない。

(3) 公正な取引条件の設定

- 大きな販売力を持つ者が自己の都合による返品、従業員等の派遣、協賛金や過大なセンターフィー等の負担、多頻度小口配送等の要請を一方的に行う場合には、公正なルールに基づいているとは言えない。

(4) 透明かつ合理的なリベート

- リベート類には、透明性（支払基準・支払時期等の明確化、取引先への事前開示）及び合理性（支払基準が合理的に説明し得る）が必要である。

e-Tax インターネットで申告・納税！



e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用すると

◇自宅やオフィスから申告や納税ができます。

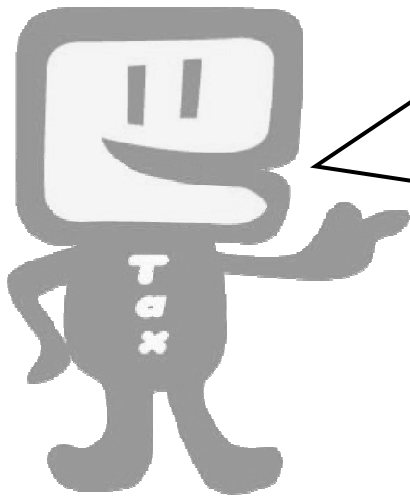
- ①申告（所得税、法人税、消費税、酒税、印紙税）
- ②法定資料の提出 ③納税（全税目） ④申請・届出など

◇源泉所得税の毎月納付、消費税の中間申告・納付など、ご利用回数の多い手続に大変便利です。

※ e-Tax のご利用に当たっては、事前に利用開始のための手続等が必要です。

※ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータを e-Tax に引き継いで電子申告することができます。

e-Tax ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>



毎月申告される酒類製造者の方は、e-Tax を利用するメリットも大きいと思いますので、ぜひ導入してください。詳しくは税務署の酒税担当にご相談を。

申告書をシステムで作成していて乗り換えられない方は、税制改正に係るバージョンアップの際にソフトメーカーの担当に「e-Tax に対応していないの？」と聞いてみましょう。